

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価の運用に係る工事案件と工事関連業務委託案件の特例措置

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価（以下「新単価」といいます。）の改訂を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等を確保するため、下記の工事案件と工事関連業務委託案件について特例措置を定めました。

記

1 措置の概要

2に定める工事案件と工事関連業務委託案件の請負者は、焼津市建設工事請負契約約款第52条及び焼津市土木設計業務等委託契約約款第51条の規定に基づく請負代金額の変更協議を請求することができることとします。

2 対象案件

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事案件と工事関連業務委託案件のうち、予定価格の積算を、平成31年度当初の設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価で行っているもの

3 具体的な取扱い

次の方式により算出された請負代金額を変更後の請負代金額として、変更契約を行うものとします。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

4 請求方法

変更の協議を希望する場合は、**工事案件の場合は様式2、工事関連業務委託の場合は様式4**により担当課に請求してください。請求後、変更契約の手続きに沿って、設計金額の変更の協議を行います。